

京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所 共同利用研究者宿泊所利用内規 (案)

第1条 京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所・共同利用研究者宿泊所（以下「宿泊所」という。）は、当該研究所の非常勤研究員およびその他基礎物理学研究所長または数理解析研究所長が必要と認めた者にかぎり利用し得るものとする。

第2条 宿泊所を利用しようとする者は、所定の利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、その者が主として研究に従事する第1条のいずれかの研究所の共同利用事務室を経由して基礎物理学研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

第3条 所長は、別に定める利用規準にもとづいて前条の申請を適当と認めたときは、当該申請者に利用を許可する。

第4条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、宿泊所管理人の指示を受けて利用する。

第5条 利用者は、別に定める料金を指定の期限内に納めなければならない。
2. 既納の料金は返付しない。

第6条 利用者の遵守事項・共同利用方法等についての利用者の心得るべき事項およびこの内規の実施について必要な事項は、別に定める。

第7条 宿泊所に関する事務は、基礎物理学研究所において処理する。

附 則

この内規は、昭和 年 月 日から施行する。

基研数研共同利用研究員宿舎利用手続き（基研案）

1969. 6. 4

1 利用希望の情報交換

両研究所は、それぞれの研究計画が決ったときに、宿舎利用の希望を、相

資料

手の研究所に通知する。通知された内容は、研究計画の世話人に伝え、日程を決める上の参考資料にしてもらうものとする。

2 自由使用のわく

両研究所はそれぞれ1名のわくを自由に使用できるためにもつものとする。

3 長期滞在者

長期滞在を希望する者は、少くとも利用開始日の4週間前の週の水曜日までに申込みば、同時に利用する長期滞在者が10名程度大きく上まわることはないであろうという了解の下で、優先的に使用が認められる。ただし、長期滞在とは15日以上6ヶ月までとする。

4 一般利用の申し込み

4-1 利用希望日を含む週の前々週の木曜日から5名分の申込みの受け付けを開始する。

4-2 2(2名)と3と4-1(5名)に割り当てた残りの人数(17名からそのときの長期滞在希望者数を引いた人数)の申込みは利用希望日を含む週の4週間前の木曜日から受け付けを開始する。

5 利用許可

5-1 木曜日午前中に申し込まれた利用希望が重なっていなければ直ちに利用が認められる。

5-2 上記5-1)の申し込みに余裕があればその分については申し込み順に利用を認めるものとする。

5-3 両研究所からの希望が重なっていた場合には、数研側は利用日を変えることができるか否かについて努力して、その結果を基研に通知するものとするが、利用日の変更ができなかった時には、基研側で変更を努力する。以上の調整の結果、重ならなくなれば利用が認められる。調整の結果、やむをえず重なっていれば、基研側と数研側の利用者数が、 名と 名になるように決める。〔(4-1)の調整には2日程度、(4-2)の調整は1週間程度の間に終るものとする。〕

6 受け付けの窓口

以上の申し込みは基研共同利用事務室で受ける。数研関係者は数研共同利用事務室を通して申し込むものとする。

基研数研共同利用研究員宿舍利用手続（基研案）

7 手続きの再検討

この手続きは，1年間の利用経験のあとで再検討するものとする。

		付 表					
月	水 木	月	月	木	月	月	日
	→						
長期優先滞在受け	受け開始			受け開始			利用希望日
(x人)	(17-x人)			(5人分)			

第48回基研運営委員会報告

1969年6月28日

於 基研コロキウム室

議長 湯川秀樹
出席者 朝永振一郎， 中嶋貞雄， 久保亮五， 小川修三，
高木修二， 碓井恒丸， 小林稔， 井上健，
牧二郎， 松田博嗣， 玉垣良三
欠席者 田中一， 坂田昌一， 中村誠太郎（外国出張中）
小谷正雄（外国出張中）

1 研究部員会議報告と承認

報告が行なわれ，承認された。

尚，CRC実行委員より暫定核特委の性格に関する見解の文書が運営委員会宛に送られてきており，内容が紹介された。